

人材紹介コンサルティング契約書

〇〇〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社 DoorsAgency(以下「乙」という)は、乙が甲に対して行う人材コンサルティングについて、以下の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(コンサルティングの委託)

1. 甲は、人材の紹介、斡旋等に関して乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲および乙は信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約を履行するものとする。

第2条(人材の採用)

1. 甲は、本契約に基づき乙が紹介した人材(以下「被紹介者」という)の採用を決定した場合、乙に対し遅滞なくその旨を連絡するものとする。
2. 甲は、採用を決定した被紹介者(以下「採用決定者」という)に対し明示した労働条件のうち、給与、賞与及び諸手当等に関する事項を乙に対し遅滞なくまたは少なくとも採用者の入社日の前日までに連絡するものとする。

第3条(コンサルティングの報酬)

1. 甲は、採用決定者が甲に入社したとき、乙に対し本契約によるコンサルティングの成功報酬(以下「報酬」という)として想定年収の30%を支払うものとする。ただし、甲乙間で別段の取り決めをしたときにはこれに従う。
2. 前項でいう想定年収とは、採用決定者に明示した給与、賞与、諸手当等を基準として想定される年収額とする。ただし、賞与については、1年間の算定期間により想定される年間の支払額とする。
3. 前項でいう諸手当とは、通勤交通費及び超過勤務手当を除き、入社後採用決定者に対し支払われる可能性のある諸手当とする。
4. 乙は、前条第2項による甲から連絡を受けた後、甲に対し報酬の見積金額を明示するものとする。

第4条(報酬の支払い)

1. 乙は、甲に対し採用決定者の入社日付をもって報酬の請求書を発送する。
2. 甲は、前項により請求のあった報酬の全額を採用決定者の入社日から起算して20日以内に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第5条(自己都合退職に対する報酬の返還)

採用決定者が入社3ヶ月以内に自己の都合により甲を退職した場合、乙は、甲に対し次に定める金額を返還するものとする。

- ・入社後3ヶ月以内 報酬の50%

第6条(秘密保持)

1. 甲は、乙より提供された被紹介者の氏名、年齢、職務経歴等及びその他一切の個人情報をも本契約の期間および終了後の如何を問わず第三者に流布漏洩してはならない。
2. 甲および乙は本契約および本業務により直接、間接に知得したそれぞれ相手方に関する一切の事項を本契約の期間および終了後の如何を問わず第三者に流布漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかにあたる情報はこの限りではない。
 - (1) あらかじめそれぞれ相手方の書面による承認があった情報
 - (2) 知得した時点で既に公知の情報
 - (3) 知得後に情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
3. 甲および乙は、同条第1項及び前項に基づき相手方より知得した事項について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号に定める事由について表明し保証する。
また、甲又は乙が次の各号のいずれかの事由に該当するとき、相手方は何らの通知、催告を要せずただちに契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 自らまたは関係会社が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める指定暴力団、暴力団関係企業、右翼団体その他これらに類する団体(以下これらの団体を総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 自らの役員、実質的に経営に関与する者または従業員等(以下これらの者を総称して「役員等」という。)が、反社会的勢力の構成員又は準構成員でないこと。
 - (3) 自らまたは関係会社若しくは役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付その他の資金提供もしくは役務提供などを行っておらず、また反社会的勢力との間で何らかの取引をしていないこと、および、反社会的勢力と交友関係にないこと。
 - (4) 自らまたは関係会社若しくは役員等が自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の役員、従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力

的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、または、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと。

2. 甲又は乙は、前項の規定にもとづき契約を解除されたときは、これによって生じた相手方の損害について賠償の責めを負うものとする。

第8条(契約期間)

本契約の有効期限は、契約日から満1年とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に、甲乙いずれからも書面による契約の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第9条(その他協議事項)

本契約に定めのない事項および重大な変更を要する事項が生じた場合は、その都度双方信義誠実をもって協議の上決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

乙 東京都中央区日本橋室町1-7-1 スルガビル 9 階
株式会社 DoorsAgency
代表取締役 會 田 正 武